

訴状要旨（本件訴訟の目的）

2021年1月27日

原告ら訴訟代理人

弁護士 青 木 秀 樹

名古屋地方裁判所 御中

記

本件訴訟は、安全の根幹にかかわる自然現象に対する新知見により、かつての基準適合判断が誤りであり、違法な状態となっていることが明らかな原発に対し、使用停止命令を発出しないことが許されるのか否かが問われている訴訟です。

福島第一原発事故の甚大な被害を目の当たりにして、これまでの原子力規制行政を真摯に反省し、バックフィット制度が導入されました。自然の脅威に対する傲慢な認識を改め、真に安全の確保を目指すのであれば、規制委員会は、大山生竹噴火の影響について、安全審査が完了するまで、関電に対して使用停止を命じるべきです。しかし、今の規制委員会は、これを怠っています。そのため、裁判所に適正な法の執行を求めて提起した裁判が、この裁判です。

1 規制当局と原子力事業者が、「絶対に起こらないはず」と思い込んでいた福島第一原発事故が発生し、その甚大な被害を目の当たりにして、それまでの原子力行政の不備、欠陥を洗い出し、二度と福島原発事故のような事故を起こさないようにするために、炉規法、規制基準の改正が意図されました。福島第一原発事故の重要な要因となったのは、安全に関する新知見を導入しないままでも稼働を許す制度、共通要因故障をもたらす自然現象に対する脆弱な規制でした。それを是正するためにバックフィット制度が導入され、安全強化のために、規制上検討すべき自然現象として、火山事象を新たに加えました。

本件原発は、いったんは大山火山の噴火規模が5立方キロメートルであるとして新規制基準のバックフィットがなされました。しかし、規制委員会は、大山火山の噴火規模は1.1立方キロメートルであるとの新知見を公表し、設置変更許可申請のやり直しを関電に命じました。原発の安全の根幹にかかわる火山の噴火規模が、新知見の2分の1以下でなされたかつての基準適合性判断が誤りであることは当事者間に争いがありません。本件原発に対する安全の判断には看過し難い過誤欠落があったことが判明したのであり、現在、本件原発は、新規制基準に適合するという稼働の前提を満たさないままに稼働が認められている状態、すなわち、違法な状態です。これまでの原発訴訟では、原発が安全か否か、処分が違法か適法かが争われてきましたが、本件では、原発が新規制基準に適合していないこと、違法な状態であることについて、当事者間に争いはないのです。この点が、これまでの原発訴訟と決定的に異なる点です。

もちろん、私たちは、そのような場合に、絶対に原発を停止しなければならないと主張するものではありません。しかし、安易に稼働を継続させるという判断もまた、許されないはずで、自然災害に対して謙虚になるべきという福島第一原発事故の教訓を適切に踏まえ、原子力関連法令等の抜本的改正の趣旨を踏まえるならば、特に、本件のように、想定する自然現象が2倍以上になるようなケースについて、稼働を継続させるという判断は極めて慎重に行うべきであり、裁量権の行使についても厳格に考えなければならないのです。

また、設置変更許可申請をただで、違法状態が解消されるわけではないことはもちろんですが、設置変更許可処分がなされただけでも足りません。工事計画変更認可、使用前検査及び保安規定変更認可がすべて完了するまで、本件原発の使用停止は許されない、という当たり前の判断を、裁判所に求めるものです。

2 では、福島第一原発事故に至る経緯と、バックフィット制度の導入経緯につい

て、訴状第4及び第8に基づいて説明します。

バックフィット制度は、新たな基準を既設の原発に遡って適用し、常に最高水準の安全確保を図るための法的規制です。バックフィットが導入されていなかったために、福島第一原発事故は発生し、甚大な被害をもたらしました。

福島第一原発事故以前はバックフィットでなく、バックチェックが行われていました。バックチェックは、原発の安全に関わる新知見がでて、それによる既設の原発の点検は原発事業者の自主性に委ねられ、法的拘束力がないものです。2006年に耐震設計審査指針が大きく改訂されました。この改訂された指針による既設原発の耐震設計の検討について、電事連は、原子力安全委員会に対し、バックフィットではなくバックチェックにすることと、バックチェックに一定の猶予期間を設けることを要望しました。その理由は、バックフィットの場合、現行プラントの耐震安全性が不十分との主張に発展しやすく、建設（運転）差止訴訟に与える影響が大きいということでした。結局、電事連の要望とおり、バックフィットではなくバックチェックとして既設原発への耐震設計審査指針の適合性が検討されることになりました。新知見の適用に法的拘束力がありませんから、これらの検討は原発の稼働を続けたままなされました。そして、バックチェックの期限にも法的拘束力がありませんから、耐震バックチェックの時期はバラバラでした。福島第一原発における耐震バックチェックは、当初2009年6月が期限とされていましたが、結局東電による最終報告書の提出予定は、2016年1月とされました。2011年3月11日時点において、東電は、福島第一原発の1から3号機の耐震安全性評価は未了で、工事箇所を確定していませんでしたが、他方で、既にいくつもの耐震補強工事の必要箇所を認識していました。福島第一原発は、2006年以降に実施されるべき耐震補強がほとんどされていなかった事実を照らせば、むしろ想定すべき地震動に耐えられない状態であった可能性が高いと国会事故調は小括しています。

また、津波については、2006年の段階で、福島第一原発の敷地高さを超える

津波が到来した場合に全交流電源喪失や炉心損傷に至る危険があるという認識が、保安院と東電との間で共有されていました。そして、その後、実際に信頼性のある知見に基づいて計算された津波高は、敷地高を超えるものであったにもかかわらず、東電は、何ら対応をとらないままに福島第一原発を稼働させ、炉心損傷をもたらしました。

さらに言えば、日本の規制は、深層防護の第3層までを規制対象とし、TMI事故、チェルノブイリ原発事故後も、過酷事故を規制対象に組み入れませんでした。福島第一原発事故では、このシビアアクシデント対策の不備が事故を拡大させました。

このように新たな知見が示されても、これを既設の原発に適用される法的規制がなかったことが、福島第一原発を引き起こしたわけです。

国会事故調は、次のように指摘しています。「伊方原発訴訟最高裁判決は原子炉の安全性は『現在の科学技術水準に照らして』なされることを判示したが、規制当局は、最新の知見に基づいて原子炉の安全性を高めるための法規制を検討するのではなく、逆に、最新の技術的知見等が反映された規制を定めることが、過去に行った原子炉設置許可処分取消訴訟の提起につながることを恐れ、規制の改訂に消極的になった。」。そして、最新の科学技術的知見等が適時かつ適切に原子力規制に反映させる枠組みを構築する必要性を指摘しました。

このような福島第一原発事故を踏まえた国会事故調等の指摘を受けて、新規制基準の前提となる原子力関連法令等の抜本的改正が行われ、炉規法43条の3の23に、既設の原発に対しても最新の知見を反映する規制＝バックフィットが導入されました。

当時の細野環境大臣は次のように明言しています。「バックフィットの制度というのは、…40年を待たずとも、その時に新たに設けられた規制を適用しなければ原発を稼働することができないという制度なのです。」。このような発言からも、基

準に適合しない原発は安易に稼働してはならないという立法趣旨がうかがえます。

3 次に、火山をはじめとする自然現象に対する安全規制の重要性について述べます。

福島第一原発事故は、地震による外部電源喪失、津波浸水による非常用電源喪失により、原子炉冷却機能を喪失し、炉心損傷、水素爆発、放射性物質の放出、拡散に至り、今なお甚大な被害をもたらしています。

福島第一原発事故以前は、地震、津波等の自然現象が、共通要因故障を引き起こすことは明らかであるにもかかわらず、共通要因故障を起こさないように安全設計が為されているとして、自然の脅威に対する備えが不足していました。

新規規制基準では、従来の基準は共通要因による安全機能の一斉喪失を防止する対策が不十分であることを認め、大規模な自然災害への対応強化のために、想定すべき自然現象の一つに火山を新たに加えました。火山による影響は、直接安全施設に衝撃を与える場合だけでなく、吸気機能障害、注水機能の障害、可搬設備の移動障害、避難障害等多方面にわたり、また、その障害の結果、共通要因故障等の重大な結果をもたらす危険性を有しています。それ故、火山を検討すべき自然現象の一つに新たに加えたのであり、火山に係る一連の安全審査が済まない状態で稼働を認めることは、現行規制の想定しない状態です。

本件原発では、大山生竹テフラ（DNP）を噴出した噴火の噴火規模が、従来の5立方キロメートルから、11立方キロメートルへと、2倍以上になることが明らかとなりました。基準不適合にも様々なものがあり、中には、安全に直ちに影響するとは言いえないものもあるでしょう。法が、バックフィット命令に際し、使用停止を命じることができると裁量の余地を認めたのは、そのようにありとあらゆる基準不適合について使用停止を命じなければならないこととすると、必要以上に厳しい規制となってしまうためだと考えられます。しかし、自然現象の想定が2倍以上も

見直されるというのは、安全に直結する問題です。このような場合に使用停止を命じずして、いったいいつ使用停止を命じるというのでしょうか。少なくとも、自然現象の大幅な過小評価が認められる本件で、使用停止を命じないというのは、福島第一原発事故を全く反省せず、法の趣旨を踏まえないものというほかありません。

4 福島第一原発事故から10年が過ぎようとしています。最後に、本件の審理に当たって、裁判官の皆さんには、ぜひとももう一度あの時に感じた率直な気持ちを思い出していただきたいと思います。基準に適合しない原発を動かし続けて、もう一度福島第一原発事故のような災害を引き起こしてはなりません。設置変更許可だけでなく、工事計画変更認可、使用前検査、保安規定変更認可を経て、安全確保がなされたことが確認されるまで、本件原発を動かしてはなりません。裁判官の、法と良心に従った判断を強く求めます。

以上